

副園長2名・原告の人証調べ採用 裁判所から被告に証人申請勧奨

2020/12/21

口頭弁論：尋問 プラス 和解勧奨

2021/1/26

和解期日

2021/3/22

口頭弁論：弁論終結予定

●尋問で明らかになったこと

区立幼稚園の園長は小学校の校長が務めており、副園長が実質的な現場トップです。

原告が働き始めたときのH副園長は、「長く働いてほしいと思い、そのように原告にも話してた」、「2006年に新宿区から世田谷区の幼稚園に異動してきた時、既に（書類と実態のズレが）あった」と証言しました。また、両副園長とも、原告は「よくやってくれていた」と述べ、「任用関係の書類作成や実際の勤務形態の説明などは、（原告の相方の）事務補助員に任せていた」と言いました。F副園長は、自身が報告したことになっている書類を含むほとんどの書類に関して「知らない」「分からぬ」と繰り返しました。この副園長らの証言によって、「偽装」が長年にわたって当然のように行われてきたこと、原告には法的な保護に値する期待権が発生していたことなどが立証できたと思います。

原告尋問は圧巻でした。裁判官にも世田谷区の「偽装」の悪質性が充分に伝わった手応えがありました。

尋問の最後に、原告は裁判官たちを見つめながら、堂々と、以下のとおり述べました。

与えられた場所で一生懸命働いてきました。正直にいえばお金は少なくて、やりがいのある仕事でしたので、誠心誠意務めてきました。長く働くことができると信じて働いてきたのに、不安定な身分を利用されて理由なく切られ、

とても苦しました。裁判をすることも大変厳しい決断でしたが、今でも辛い状態は変わりません。

私が提訴する事で偽装雇用が明らかになりました。世田谷区立全幼稚園でこれまで何十年にもわたり偽装雇用が続けられ、のべ何百人の臨時職員が声をあげることも出来ずにいました。10月9日、世田谷区議会で上川議員がこの問題を取り上げてください、世田谷区は、「9園全園で偽装雇用があった」と認めています。世田谷区は「職員の任用は働いている方をはじめとして、園児・保護者と区との信頼関係の根本である」と述べ、不適切であったことも認めています。しかし、訴訟の場では、世田谷区には謝罪する姿勢はみえません。世田谷区との面談時でも、偽装雇用・不当解雇に対しての謝罪は受けていません。世田谷区の態度は、私を含む多くの偽装雇用されてきた人達を愚弄するものです。

F副園長による不当な当月解雇も、偽装雇用も、誰に相談しても異常だと言われました。不当解雇の後、幼稚園の保護者の方々や幼稚園に勤務している方々に「こんな解雇や雇用はおかしいよ、署名活動しようか！」と励ましていただきました。今でも支援して下さる方々のおかげでここまでくることができました。世田谷区は間違っていたことは間違っていたと認めて謝罪し、責任を明確にすべきだと思います。

長年行われていた偽装雇用、勤務月ではない月による解雇について、裁判所の良識あるご判断に心より期待しております。

原告が述べたように、区議会では世田谷区は不適切な雇用が長年続けられてきたことを認めています。和解による解決がかなうか、判決になるか、現時点（1月中旬）にはまだ分かりませんが、原告の勇気が報われるような結果が得られるように望んでいます。

「なくそう！官製ワーキングプア集会」と ブックレット『官製ワーキングプアの女性たち』

言語聴覚士・糸井美和

官製ワーキングプア研究会集会に私は初めて参加し、白石さんからのインタビュー形式で職場での休業補償問題について報告をしました。

集会では、当事者からの生々しく赤裸々な報告が続き、特別報告は『官製ワーキングプアの女性たち』の執筆者3人の女性によるシンポジウム。ここで「公共サービスの空洞化」「やりがいの搾取」という現実が語られ、これは私の頭に強くこびりつきました。公共サービスの空洞化とは、本来行政が責任をもつて住民にサービス提供しなければならない仕事を外部委託することにより、労務管理の責任を回避し人件費の削減を進め、その結果必要なサービスが失われていくことです。様々な分野で働く非正規職員の報告からサービスの空洞化という危機を実感しながらも、自分の職場に置きかえたら、そこまで行っていないとほんの少しだけ距離感もありました。

ところが、その1か月後に上司から出た言葉で、私にも現実となりました。私はA市の指定管理者Bセンターで、言語聴覚士(以下ST)として勤務しています。Bセンターとの契約は個人事業主契約なのですが、ほとんどのSTが非常勤職との違いがわからないままに働いていました。コロナ禍で起きた休業補償の交渉では、個人事業主契約であるため業務が遂行されていない分は支払えないと言われ、交渉は難航しました。その後、業務委託契約の内容が見直されました。複数の方から、業務に対する支払いならば残業代支払いを希望する意見が出されました。後日出された回答は「施設開所時間内の業務なので、その時間内でできるように調整するように」と。私

たちの仕事は多岐に渡り、どうやりくりしても時間内にはおさまりません。これはBセンター側も重々承知しているのです。これでは、「時間内でおさまらないことは支払えないのではなくてよい」ということになります。時間内で済ませるために、丁寧なケース分析、細やかな記録や書類作成、関係機関との連絡調整を減らしていくば、それは結局利用者へのサービス低下になるのに……。大変なリスクを含んだことばであるのに、そこには気づかずさらりと口にしてしまう。大学で福祉を専攻した職員も多い職場です。いったいどこをみている事業なのだろうと唖然としました。

それでも私たちは誠実で努力家が多いので、おそらく残業や持ち帰りの仕事を継続し、ケースの方々のために一生懸命に向き合うと思います。すぐにはサービスが低下することはないでしょう。ただ、長い目でみるとこれは個々のSTの力量や献身的で使命感に頼った不安定な事業のあり方であり、実はそこに日本女性の女性性をうまく利用している側面があるということもブックレットから気づかされました。(私の職場ではSTの9割が女性、全国的にも非常勤STの多くが女性)

コロナ禍から休業補償問題、非正規職員の現状、そして女性だからこそワーキングプアと、考えさせられる問題は私の中で次々と拡大してきました。おそらくどの職場でもこのような事態は待ち受けていると思うので、これからも情報を集めて根っここの問題を考えていこうと思います。そしてこのような問題を臆せず、同僚と話せるような環境に、自分になりたいと思うのです。

生活困窮者に関する年末年始の相談会と食事提供などの取り組み

命と生活を守るために「新型コロナ災害緊急アクション」を2020年3月結成

コロナの影響で「仕事を失う」「住宅を失う」「大学に通えない方が増える」などの状況を踏まえ、反貧困ネットワークの呼びかけで、貧困問題を解決するために活動する複数の団体により結成した。

昨年4月の緊急事態宣言以降、私達はコロナ禍で困窮された方への駆け付け型の緊急支援、安定した住まいを取り戻すための伴走支援、「反貧困ささえあい基金」による相談者への緊急給付と中小の連携団体が支援活動を継続するための中間支援を、今まで継続している。

政府交渉（厚生労働省・国土交通省・文部科学省・外務省・総務省）を4回行い、東京都、千葉県、神奈川県にも継続的な政策要望を行っている。

以上をふまえ、今回は年末年始の取り組みを主に報告する。

「新型コロナ災害緊急アクション」主催で、「池袋緊急相談会@東池袋中央公園（12月31日）」、「年越し大人食堂～四谷聖イグナチオ教会（1月1, 3日）」を実施した。

つくろい東京ファンド、ビッグイシュー基金、NPO法人POSSE、反貧困ネットワークによる共同開催で、世界の医療団、パルシステム連合会、企業組合あうん、そして多くのボランティアが参加した。この取り組みを反貧困ネットワーク全体会や瀬戸大作事務局長の報告から抜粋、紹介する。

3日間の開催で950食配布、150名の相談を受けた。豊島福祉事務所との連携で東京都の「チャレンジネット」が実施する事業のホテルに宿泊、ただ、宿泊費以外は行政から支出されないので、総額1億円集まっている緊急アクションの基金から生活給付金を支給した。

相談の特徴は、

①世代は30代～70代と多岐に渡る。野宿生活が長い方が多い。緊急アクションへのSOSメールは20代、30代が多いが、その層は対面相談会には来ていない。

②女性が2割で、外国人の相談も7人、医療相談も多く、かなり病状が深刻

③年末は生活保護申請が6件あったが、1日はゼロ。生活保護利用による「尊厳の否定」と「孤独」より野宿生活の方が気楽だとの声が出ている。

④仕事を探しに来た人に適正な仕事紹介ができない。これは私たちのネットワークの次の課題で、ネットワークの重層化が必要。

今回の企画を成功させるために、集まった広範で

多様なネットワークができた事は意義深い。12年前の年越し派遣村の際に活躍した労働弁護団や労働組合有志が主催した「年越し支援・コロナ被害相談村」、そして同時開催していた「なんでも電話相談会」など、年末年始で切れ目ない連携が実現した。長期化し深刻化すると思われるコロナウイルス感染拡大の影響による貧困拡大に対応できる「共助」体制を今後、さらに強める必要がある。また、それだけでなく「社会運動化」させて政治を動かしていくかないと駄目と強く思った。

外国人は、ナイジェリア、イラク、ペルー、ベトナム、エチオピア、ギニア、アフガニスタン、ブラジル、トルコ、カンボジアなどアジア、アフリカ、中南米など広域から来日している。「給付金を求めて」助けを求めてきた外国人が多かったのが特徴だ。長期の入管収容で、高血圧、糖尿病、鬱病、内臓疾患を患いながら医療も受けられない。コロナ感染拡大防止のために仮放免になったあとも働くことは許されず県外移動も禁止されている。一方で今日来られた外国人全員が寝泊まりできる場所は確保されていた。高齢の大家さんが見るに見かねて6か月も家賃が払えない状況なのに、「払える時でいいよ」と待ってくれていたり、シェアハウスを無償で住めるようになっていたり、地域の優しき隣人さんに支えてもらっているという話も聞いた。しかしこれは民間の善意の「共助」。生活保障もなく医療にもアクセスできず、まさに生存権もない非人道的行為を日本政府がしている。

生活保護利用による「尊厳の否定」と「孤独」より、野宿生活の方が気楽と生保申請を躊躇や拒否、今日からも野宿を続けると答えた方がいる。すでに生活保護を利用してながら、アパートが見つからない、アパートを見つけても入居を認めてくれないなど、福祉行政の理不尽な対応にひとり悩んで相談に来てくれた方など、「私たちが今日からサポートします」と約束した。

「年越し大人食堂2021 - コロナ禍の年末年始、住まいを失う方に温かな居所と支援の手を届けたい」とのクラウドファンディングには、1,121人から10,917,900円が1月7日段階で集まっている。

大久保公園「年越し支援・コロナ被害相談村」

都は年末年始にビジネスホテルを無償提供する取り組みを始めた。12月21日から1月19日まで、区市の福祉事務所や自立相談支援機関の窓口と連携して、仕事がなくなるなどして<次頁下段に続く>

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

集会のご案内

◎非正規労働者の権利実現全国会議

～連続オンライン講座

コロナ禍のなかで、ますます正規と非正規の格差が拡大し、非正規労働者の雇用が厳しくなっています。わが国の雇用のあり方を大きく変えていくことが必要です。非正規問題に詳しい豪華講師陣により連続学習会を企画しました。ZOOMのみでの開催、どなたでも参加可能です。下記の申し込みフォームよりお申し込みください。

<https://forms.gle/YPaUerUfBKqJRS7A7>

- ・第1回（1月21日・木）今野晴貴さん（NPO法人「POSSE」代表理事）「若者雇用の変化と労働組合」
- ・第2回（2月4日・木）竹信三恵子さん（ジャーナリスト・和光大名誉教授）「女性非正規の闘い」
- ・第3回（2月18日・木）安周永さん（龍谷大学准教授）「非正規労働者の権利実現運動のあり方＝日韓の比較を通じて」
- ・第4回（3月4日・木）川村雅則さん（北海学園大教授）「官民の非正規労働問題—制度格差と其闇の必要性を視野に入れて」

<前頁からの続き>

住まいを失った人に対して、宿泊先を紹介した。

12月29日、30日、1月2日に「TOKYOチャレンジネット」横の新宿・大久保公園で「年越し支援・コロナ被害相談村」を開催した。日本労働弁護団、全労協、全労連、連合傘下の地域労組、非正規雇用労働者が加入するユニオン労組の有志らでつくる実行委員会が主催した。

3日間に寄せられた相談は337件（男274人、女57人、不明6人）。外国籍は約20人。世代別だと10代1人、20代18人、30代52人、40代74人、50代71人、60代55人、70代23人、80代7人、不明34人。そして3日間を通して、ボランティアスタッフは350人。

「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守るなんでも電話相談会」

2020年4月から2か月ごとに全国一斉の電話相談

<編集後記>

新型コロナウイルスに関しての経済、雇用、労働政策や労働団体、社会団体の状況をもっと網羅的に把握し、取り組みを進めるためにはプラットホーム形成やネットワーク型運動が必須と思う。しかし、

・第5回（3月18日・木）伍賀一道さん（金沢大名誉教授）「コロナ禍における雇用状況の変化と今後の労働のあり方」

・時間18:00～19:30 ・参加費無料

◎民主法律協会「権利討論集会」プレ企画

- ・2月11日（木・休）午後1時～4時 完全オンライン講座「諸外国に学ぶ『雇用によらない働き方』への取組み」（基調講演・脇田滋名誉教授／第二部取組み・たたかいの報告・交流）
- ・問い合わせ:06-6361-8624、Eメール:info@min-pokyo.org

◎『北海学園大学学生アルバイト白書2020』

ウェブアンケートを実施、設問は「あなたのこと（属性）」「前期の授業の経験、遠隔（オンライン）授業の受講環境・通信環境」「アルバイト」「学費負担や奨学金の利用状況」「就職・進路や生活全般」、有効回答数は1部生436人、2部生173人。川村雅則ゼミナール20年12月発行、全122頁の労作。

<http://www.econ.hokkai-u.ac.jp/~masanori/20.12labour>

会を開いてきたが、相談件数や内容などを実行委がまとめ、発表している。月別では、6月1,217件、10月782件、12月522件を受けている。

相談を通じて収入を把握できた人のうち、月収10万円以下との答えは、6月が58.5%（189人）だったが12月は68.9%（122人）。所持金について答えた人のうち、1万円以下だった人は、6月22.7%（37人）、8月31.2%（29人）、10月51.3%（115人）、12月59.6%（99人）と明らかに増えている。

「新型コロナウイルスの影響が長期化する中、非正規雇用で働いていた人などが仕事を失ったあと、貯蓄を取りきずしたり、国の給付金や貸付金を利用したりして、なんとか生活を維持してきたものの、所持金が底をつく人が増えているのが実態だ。国には休業支援金や生活保護などの制度について一層の周知を行うよう求めていきたい」としている。

（まとめ 白石 孝）

日本ではなかなか壁を超えた取り組みが出来ない。「縦割り」の弊害は実は運動側にも根深く残っている。「公共」を見据えた運動を進めるためにも必要だ。

（白石 孝）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2021年1月・第33号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。